

にしんルネサンス事業「にしん街道標柱設置」協議会規約

(目的)

第1条 日本海側沿岸の核市町村に、「にしん街道標柱」を設置することにより、往時の繁栄された頃の「にしん文化」を再び蘇らせ、後世に引継ぐとともに、新たな観光ルートの確立など各地域の活性化に繋げる証として、「にしん街道標柱」の設置を進めるものである。

(事業)

第2条 第1条の目的を達成のために、「にしん街道標柱」の設置に係る事業を展開する。

- ①にしん街道標柱の設置
- ②その他にしん標柱設置に係る事業。

(会員)

第3条 本会は、目的を理解し、趣旨に賛同された団体で構成する。

- ①日本海側沿岸市町村及び関係各観光協会等

(後援団体)

第4条 本会は、にしん街道標柱設置市町村の沿線管轄の北海道開発建設部及び港湾建設事務所並びに関係行政機関に後援団体として依頼することとする。

(役員)

第5条 この会の会長は、松前・上ノ国・江差3町広域観光推進協議会「北海道歴史俱楽部」の会長とする。

2 幹事長を置く。幹事長は江差観光コンベンション協会長とする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集する。

(事務局)

第7条 事務局を北海道檜山郡江差町役場内の江差観光コンベンション協会に置く。

2 事務局の業務は、にしん街道標柱の設置に係る事務を行うものとする。

(会費及び費用)

第8条 この規約に定める会費は原則として徴収しないこととする。

2 にしん標柱等の設置に係る費用は設置市町村等に対する助成金、寄附、寄贈等によることとする。
3 但し、にしん標柱の設置に係る経費負担が生じた場合は、全て設置市町村等の負担とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほかに、にしん街道標柱設置に関する必要な事項は、会長・幹事長・事務局により定め、設置市町村等と連携を図り進めるものである。

附則

この規約は、平成18年10月10日から施行する。